



平成28年5月19日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 田 邊 光 雄
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 理 事 総 合 企 画 部 長 工 藤 淳
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、「定款の一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第76回通常総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 信託業務を追加するための規定の整備

平成27年11月27日に公表した「信託業務の機能強化について」のとおり、本中金は、信用金庫の個人取引分野および資金運用分野における課題解決等に向けて、信託業務を取り扱う予定としている。

については、本中金が行い得る業務として、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第1条第1項に規定する信託業務を追加するため、規定を新設するとともに必要な規定の整備を行う。

(2) その他の規定の整理

信用金庫法の改正に伴い、引用条文について変更を行う。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

上記の定款変更は、いずれも本中金が信託業務の兼営にかかる認可を取得した日に行うものとする。

以 上

本件に関するお問合せ先

信金中央金庫 IR広報室 TEL. 03-5202-7700

定款変更案

現 行	変更後
<p>(事業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>本金庫は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)により行なう同法第1条第1項に規定する信託業務を行なうことができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p>
<p>(認可対象の子会社)</p> <p>第44条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社(信用金庫法第54条の23第3項に規定する認可対象会社をいう。)については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすることができる。</p> <p>(1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(<u>昭和18年法律第43号</u>)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営むもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(認可対象の子会社)</p> <p>第44条 本金庫は、次に掲げる認可対象会社(信用金庫法第54条の23第6項に規定する認可対象会社をいう。)については、内閣総理大臣の認可を受け、子会社とすることができる。</p> <p>(1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営むもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p>